



対外投資戦略会議

社団法人日本貿易会 国際グループ

わが国の経済は、日本企業による積極的な対外投資と、投資先を起点とする国際的な分業の進展により支えられてきた部分も大きい。対外投資は、今後もわが国の持続的成長を支える重要な要素である。

日本企業の投資継続の観点から、当会は以前より、2008年3月に「投資協定の締結促進への要望」、6月には25ヵ国にわたる「投資協定締結相手国についての要望」を发出するなど、投資協定に関し、積極的に提言を行っている。一方、政府においても投資環境整備の重要性が認識されており、当会等民間の動きに呼応して、2008年の世界金融危機後、外務省、経済産業省が中心となり、2008年12月11日に第1回対外投資戦略会議が開催される運びとなった。本会議は、「わが国の投資協定の交渉促進」、ひいては「本邦企業の対外投資の促進」を目的として設置されたものであり、当会としてもその方向性に賛同している。

以上を踏まえ、本会議へは当会より、西澤正俊市場委員会委員長（三菱商事(株)常務執行役員）が参加している。本会議の概要ならびに西澤委員長の会議での発言内容等に関して、以下のとおり報告する。

1. 対外投資戦略会議概要

- (1) 経済産業省ならびに外務省が主催して、日本貿易振興機構、国際協力銀行、国際協力機構等実施機関ならびに当会等経済団体をメンバーに発足した。
- (2) 本会議を年2回、また、その下部機関にあたる連絡会議を1~2ヵ月ごとに開催する予定

である。連絡会議では、特定の地域や分野をテーマに、これに詳しい民間企業にも参加してもらい、投資関連課題や既存ツールについて情報を共有するとともに、今後の投資協定交渉に向けたプライオリティ策定、各種ツールの改善・連携強化、現地での体制強化などについて議論する。

2. 対外投資戦略会議の狙い

- (1) 投資協定*交渉のあり方に関する議論（重点国、地域別、分野別の意見交換等）
- (2) 対外投資に関連する各種ツールの総合的な利用、あり方に関する議論
- (3) 各種ツールに対する民間の理解・利用促進と改善に関する意見聴取

(注) *投資協定：

- ①投資家（企業）や投資財産の保護、投資の円滑化のルールを定めた国際約束のこと。地元企業や第三国企業と比べて差別的な待遇を行わないことや、不当な収用（国有化）の禁止、送金の自由などを義務付けている。さらに、協定に違反する行為については、企業が相手国政府を国際仲裁手続きに基づいて訴えることができる。
- ②近年、日本が締結するほとんどの投資協定（経済連携協定の投資章を含む）は、①の投資後の保護に加え、外資規制などの投資参入障壁や、パフォーマンス要求禁止についても取り扱っている。
- ③日本は現在、24ヵ国と締結（署名を含む）しているが、ドイツなど100以上の協定を締結している国とは数のうえで差がある。当会は2008年3月、いたずらに協定数を追うことなく、戦略的優先順位に基づく相手国との迅速な協定の締結を要望した。

3. 第1回対外投資戦略会議における西澤市場委員会委員長発言主旨


（当会が2008年3月に发出した要望書ならび

にマクロでとらえたわが国の投資指標の増勢についてポイントを整理した後、以下のとおり、投資環境整備の重要性について指摘した。)

金融危機の影響により、各国経済は急激に悪化しており、わが国にとっての海外の投資環境は著しく変化している。このような環境下、投資促進というテーマについては、目先の個別案件にどう対応していくのか、という短期的な観点と、投資の効果を中長期の観点から評価したうえで、長い目で判断をしていく観点との2つのパースペクティブから総合的に判断していく必要がある。一方、投資をする企業側も、金融情勢がタイトになる中、流動性の確保に努めており、世界同時好況の中でいかに海外の成長機

会をとらえるかを追求できた2008年初とは異なり、現在では概して新規投資には慎重な姿勢に転じていると思う。ただし、中でも、資産デフレの中で良い案件であれば、積極的に投資に踏み切るという判断も出てくると考えられる。そういった意味で、短期と中長期双方の視点から見た投資環境の整備は極めて重要である。

4. 第1回連絡会議 (2009年2月9日開催)

中南米地域に関して、民間企業から実情の報告の後、課題が指摘され、対応策が討議された。当会からは、市場委員会委員19社に実施したアンケート「投資・ビジネスにおける課題 (中南米地域)」の結果を配布のうえ、概略を報告した。 

(参考資料)

投資協定の締結促進への要望

2008年3月19日
社団法人日本貿易会市場委員会

わが国の対外直接投資残高は、2005年、2006年と過去最高を記録し、2006年末には53兆円に達した。収益面においても、所得収支の黒字額は、2005年以来貿易収支の黒字を上回り、2007年速報ベースでは16兆円となった。証券投資収益が主体であるが、直接投資収益も過去最高を更新し、3.5兆円に上った。これらのデータは、民間企業の活発な海外展開の反映であり、今後とも、グローバルな視野での企業経営と資源エネルギーの確保や地球規模での環境問題への積極的な取り組みから、対外直接投資残高と所得収支の増勢は確実視される。

このような対外投資への傾注が進むに伴い、ビジネスリスクと共に投資先国による事業資産の国有化や突然の規制強化による事業の断念等カントリーリスクへの対処が一層重要となる。貿易保険制度および国際協力銀行の投資金融制度が、その方策として大きな役割を担っているが、海外で事業を行う上でのリスク軽減に機能し、投資の円滑化を促進する投資協定も不可欠な制度インフラであり、投資協定の締結促進を強く要望するものである。

1. 世界の状況

世界に目を向けると、1990年代の世界の対外直接投資額の増大(約6倍)に呼応するように、世界の投資協定の締結数は、1989年末の385から10年後の1999年末には、5倍弱の1,857に激増している。2006年末では2,573となった。国別では、135のドイツを筆頭として、中国、イギリス、フランス等が100前後の投資協定を締結している。日本に関しては、締結した投資協定の数は21に留まり、未だ多くの国が残されている。

一方、国際的な視点で見ると、エネルギー産品関連に限定された「エネルギー憲章条約」を除いて、貿易分野とは異なり、投資に関わる多数国間の取り決めはないのが現状である。エネルギー憲章条約にしても、内容や締結国は十分とは言えない。世界的な枠組み作りへの試みは、OECDやWTOで議論されたものの、合意に至らず、また、現在、討議の対象にはなっていない。

2. 投資協定の締結促進

投資は貿易以上に、投資先国の政治・法制度上の変化・恣意的運用から受ける影響が大きいだけに、とりうる方策には、できるだけ多様な選択肢を用意しておくことが大事である。

投資協定は、従来「投資保護協定」として、実行された投資を保護する内容であったが、最近では、投資許可段階を含めた内国民待遇・最恵国待遇や現地人の雇用を条件付ける等のいわゆるパフォーマンス要求禁止等の規定も盛り込み、カバーする対象に意味ある広がりを見せている。ドイツ等欧州諸国や中国が締結している投資協定の大半は従来型の内容であり、日本としては、徒に協定数を追うことなく、戦略的な優先順位に基づいて、質の高い協定の実現に注力することを心がけるべきである。かつ、資源ナショナリズムの活発化や投資協定を使った国際仲裁の増加から、投資協定の締結に慎重な国が出てきている昨今、時間軸を重視した迅速な対応が、今、求められていると認識する。

日本貿易会は、これまで、諸外国との社会保障協定や租税条約の締結を提唱・要望してきた。一定の成果は出ていると理解するところだが、この投資協定も、ビジネス環境整備の側面から、積極的に取り上げるものである。この三つの協定を一つのパッケージにした諸外国へのアプローチも提唱したい。

今回の要望を踏まえて、今後、具体的な国名を挙げて、投資協定の締結を要望していくこととしたい。